各 位

上場会社名
バリューコマース株式会社

代表者 代表取締役 社長執行役員 飯塚 洋一

(コード番号 2491)

問合せ先責任者 取締役 副社長執行役員 最高財務責任者 藤村 義雄

(TEL 03-4590-3600)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

並びに期末配当予想の修正(株式分割)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更(発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設)並びに期末配当予想の修正を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、平成25年3月26日開催予定の第17期定時株主総会において「定款一部変更の件」(単元未満株主の権利の新設)を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1)分割の方法

平成25年6月30日(日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。なお、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年6月28日(金)が基準日となります。

(2)分割により増加する株式数

本日(平成25年2月22日)現在の発行済株式総数を基準に計算すると、以下のとおりとなります。

なお、発行済株式総数は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

株式分割前の発行済株式総数 : 193,320 株 今回の分割により増加する株式数 : 19,138,680 株 株式分割後の発行済株式総数 : 19,332,000 株 株式分割後の発行可能株式総数 : 60,560,000 株

(3)分割の日程

基準日の公告日平成 25 年6月 14 日(金)基準日平成 25 年6月 30 日(日)効力発生日平成 25 年7月1日(月)

当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年6月28日(金)が基準日となります。

(4)新株予約権行使価額等の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。また、新株予約権の目的となる株式の数についても比例的に調整されます。

第4回新株予約権(平成16年3月26日株主総会の特別決議に基づき発行)

調整前行使価額 5,000 円 調整後行使価額 50円

第6回新株予約権(平成18年3月31日株主総会の特別決議に基づき発行)

調整前行使価額 155,000 円 調整後行使価額 1,550円

(5) その他

今回の株式分割に際し、当社資本金の額の変更はありません。

今回の株式分割は平成 25 年7月1日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 12 月期第2四半期末の配当を実施する場合は、株式分割前の株式数を基準といたします。

3. 単元株制度の採用

- (1) 上記「2,株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。
- (2) 新設の日程 効力発生日 平成 25 年7月1日 (月)

(ご参考)平成 25 年6月 26 日(水)をもって、東京証券取引所市場第一部における当社株式の売買単位は1株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2.株式分割の概要」及び「3.単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年7月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款の第6条(発行可能株式総数)を変更し、第7条に単元株式数に関する規定の新設を行うものであります。

これに伴い、平成25年3月26日開催予定の当社第17期定時株主総会に、「変更案第8条(単元未満株主の権利) の新設」(同条に対応する附則を含む。)を付議するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>60</u> とする。	(発行可能株式総数) 5,600株 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>60,560,000</u> 株 とする。

(新設)	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。
(新设)	(単元未満株主の権利) 第8条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利 以外を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする 権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当 て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 <u>7</u> 条~第 <u>43</u> 条(条文省略)	第 <u>9</u> 条~第 <u>45</u> 条(現行どおり)
(新设)	(<u>所則)</u> 第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにそれに 伴う条数の変更の効力発生日は平成 25 年7月1日と する。 2.本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

(2) 定款変更の日程

定款第6条の変更及び第7条新設のための取締役会決議日 定款第8条新設のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生日 平成 25 年2月 22 日(金) 平成 25 年3月 26 日(火) 平成 25 年7月1日(月)

5. 期末配当予想の修正

当社普通株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、株式分割後となる平成 25 年 12 月期の期末配当予想につきまして、平成 25 年 2 月 12 日公表の「平成 24 年 12 月期決算短信〔日本基準〕(連結〕」に記載した 1 株当たり期末配当予想を、以下のとおり修正いたします。

なお本件は、上記「2.株式分割の概要」に伴う期末配当予想の修正であり、平成25年2月12日に公表いたしました1株当たり期末配当予想に実質的な変更はございません。

	1 株当たり配当金			
	第2四半期末	期末	合計	
	円 銭	円 銭	円 銭	
前回予想 (平成 25 年2月 12 日公表)	600.00	900.00	1,500.00	
今回修正予想	600.00 1	9.00 2		
(株式 100 分割前換算)	(600.00)	(900.00)	(1,500.00)	
前期実績 (平成 24 年 12 月期)	450.00	650.00	1,100.00	

- 1 平成25年12月期第2四半期末配当を実施する場合は、株式分割前の株式数を基準といたします。
- 2 平成25年12月期期末配当を実施する場合は、株式分割後の株式数を基準といたしますので、今回修正の1 株当たり期末配当予想は前回予想の900円を100分の1にした9円となります。

以 上